

広島県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年八月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町船木字所木九九八番地先から 安芸高田市高宮町船木字上所木三三六〇番一 地先まで	八・六〇 四六・一〇	二・二〇 五・一〇	三八〇・〇〇	三八〇・〇〇	拡幅